

# みんなので築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

## 12月4日～10日は 第67回人権週間です

1948（昭和23）年12月10日の第3回国際連合総会で、基本的人権および自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と国々々が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。この日を記念して、国際連合は12月10日を「人権デー」と定めました。

わが国では、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。



藤並駅での街頭啓発の様子  
(人権擁護委員会)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を受け、我が国の人権状況に対する国際的な関心が高まる中、今一度、世界人権宣言の意義や人権に対する理解を深める取り組みを進め、全ての人々の人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現を図っていく必要があります。

### 人権週間にあたって

「人権」とは「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、私たち一人一人の生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えている大切な権利です。自分がかげがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感し、私たちも互いの人権を尊重しましょう。

### 種をまこう

種をまこう 種をまこう  
こころの中に種をまこう  
わたしのこころ あなたのこころ  
みんなのこころに 種をまこう  
生まれたばかりの  
やわらかいこころに  
「人権」という名の種をまこう  
そして

「思いやり」という名の水と  
「愛」という名の栄養を  
たっぷりたっぷり

そそいであげよう

みんなの「笑顔」という名の  
陽をあびて

きつと 芽が出る 花が咲く

やがて

大きな幸せの実が みのる

財団法人 人権擁護協力会発行  
「種をまこう」より抜粋

### お知らせ

12月17日(木) 人権特設相談所を開設します。

場所／きび福祉センター

時間／13時～16時

相談は無料で秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。



10月17・18日に吉備支部文化祭、24・25日に金屋支部文化祭、31日・11月1日に清水支部文化祭、11月15日にしみずふるさとまつりが開催されました。

人権機関有田川では、人権啓発標語の展示や行事活動の紹介など、啓発活動を行ないました。

### ■人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課  
TEL 5212111  
FAX 3214827